

## 第 5 期

# 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた営業時間短縮の協力要請について(仙台市全域)

### 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 1 条の 6 に基づく営業時間短縮の協力要請

1 対象期間	令和 3 年 4 月 5 日 (月) 午後 8 時から 令和 3 年 5 月 6 日 (木) 午前 5 時まで
2 対象施設	食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店 (カラオケ店、バー等含む。) ※ただし従前より、午前 5 時から午後 8 時までの範囲で営業している施設は、要請対象外
3 対象区域	仙台市全域
4 要請内容	午前 5 時から午後 8 時までの時間短縮営業 ※酒類の提供は午前 1 1 時から午後 7 時までとする。

- 時短要請相談窓口 (コールセンター) 電話 0 2 2 - 2 1 1 - 2 3 3 2  
受付時間 毎日 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0